

Title	技術のみなし輸出に関する法令改定における大学の対応の時系列的分析
Author(s)	伊藤, 正実
Citation	年次学術大会講演要旨集, 39: 685-690
Issue Date	2024-10-26
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/19567
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

2 B 2 0

技術のみなし輸出に関する法令改定における大学の対応の時系列的分析

○伊藤正実（群馬大学）

2lmito@gunma-u.ac.jp

1. はじめに

令和3年6月10日に公表された経済産業省 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告¹⁾に基づき、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態であれば“のみなし輸出”管理の対象とする方向性で、関連の通達である「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）²⁾（通称 役務通達）の改定がおこなわれた。具体的には、以下の3類型に対応する者が、居住性に関わらず、令和4年5月1日から輸出管理の対象となった。

類型① 契約に基づき外国政府・大学等の支配下にある者

類型② 経済的な利益に基づき外国政府等の実質的な支配下にある者

類型③ 日本国内において外国政府の指示の下で行動する者

これより、日本国内での滞在期間の長短に関わらず、これらの類型に当てはまる者への役務提供は常に輸出管理の対象となった。例えば、外国政府等から奨学金を受けて日本の大学に在籍している留学生も居住性に関わらず常に輸出管理の対象となる。即ち、外国政府等から奨学金を受けて日本の大学に在籍している学生はその国籍に関わらず研究室に配属される際に、当該研究室の指導教員は、研究室の活動における役務の提供について輸出管理上必要な書類の提出が必要になる。さらには修士論文発表会等が非公開に実施される場合において、特定類型該当者が出席する場合は、他の発表者は未公開の研究情報をその特定類型該当者に提供するとみなされ、理論的には、発表者全員の内容に関して輸出管理上の確認を大学組織がおこなうことが必要になる。この法令の改定に対して各大学がどのように対応しているのか、その実態をあきらかにすることを目的に令和4年9月にアンケート調査を実施し、その結果については既に報告している。³⁾その後、同様なアンケートを改めて令和6年4月（前のアンケートをおこなってから1年半後、法令の改定がなされてから約2年後）に同様なアンケートを実施したので、前回のアンケート結果との比較をしながらその内容について報告する。

2 アンケートの内容と回収率について

対象は、自然科学系（理工系だけでなく、医歯薬系も含む）の学部を有する主要大学213校を対象にアンケート書類を令和6年4月17日に発送し、回答の締め切りを令和6年6月30日に設定した。その結果、118大学（前回は137大学）から回答を得た。（回答率55.4%（令和4年9月にアンケート調査を実施した時の回答率は64.3%）以降、その際の調査結果のデータを示す時は“前回”と称す）内訳は国立大学法人40大学（46大学）、私立大学60大学（70大学）、公立大学18大学（20大学）（括弧内は前回の回答数）である。今回のアンケートの回答大学が、大学の規模（教員数）から見てその属性に変化が生じているかどうか、調べることを目的に、平均教員数等を確認したところ、今回の回答大学の平均教員数は691.0人（629.5人）、標準偏差は796.5（707.8）（括弧内は前回の調査結果）であり、両者のt検定による比較をおこなったところ、 $P=0.52$ であり、両者には有意な相違は見られなかったことから、双方のデータの比較から時系列的な変化を読み取ることが出来ると判断した。

3 調査結果の概要

(1) 回答者の属性について

アンケート回答用紙に記載されている回答者の肩書もしくは所属組織から118の回答のうち116の回

答が事務組織の方からの回答であると確認できた。残りは教員（2名）であり、URAからの回答はなかった。この中で、いわゆる研究協力に関連した部署と産学連携に関連した部署からの回答が、76件（64%（前回は57%））を占めていることが判明した。前回の結果と同様に、かなりの割合の大学が、留学生や外国人研究者の受入れに関する管理（みなし輸出）よりも、海外組織との研究交流を念頭に輸出管理の体制整備がなされていることが推測される。

（2） 輸出管理の運用を行っている大学の割合について

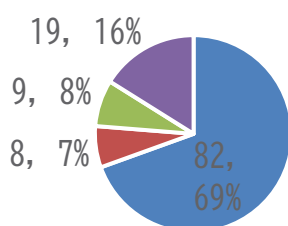
この中で輸出管理に関する規定や帳票を定めていると回答した大学数は、99（アンケートを回答した大学の中で84%（前回は114大学、86%））であり、前回のアンケートをおこなったときと比較し、大きな変化は見られなかった。本件の調査においては、規定や帳票を整備していないと回答した大学は、19大学あり、このうち5大学が公立大学で残りは私立大学であった。この19大学の教員数の平均値は155（標準偏差127.8）であり、自然科学系（かなりの割合で医療や看護、薬学等の分野の単科大学が含まれている）の部局を含む大学といっても相対的に小規模の大学では未だ輸出管理体制を敷くところまでには至っていないことが想定されるが、それ自体は、ほぼ前回と同じ傾向である。

輸出管理の規定や帳票を既に定めていると回答した大学の教員数の平均は793人 N=99（標準偏差 828.1）（前回は717人（N=113））（標準偏差747.1）であり、t検定ではP=0.0011という値であった。従って、輸出管理の規定や帳票を有していない大学は、有している大学と比較し、その規模は統計的に有意に小さいことが伺えた（P<0.05）。これについてもその傾向は前回と同様である。

（3） 役務通達の改定の施行に伴い、輸出管理規定や帳票の改定を既に実施した大学の割合

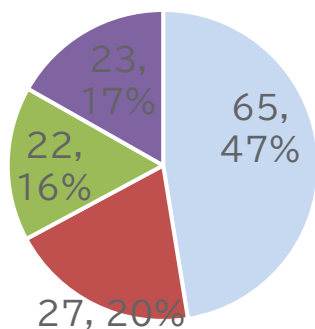
改定された役務通達は令和4年5月に施行されているが、今回のアンケートは令和6年4月に実施したことから、施行後約2年が経過した状況を示していることになる。118大学中82の大学が役務通達の改定に対応して、既に改定をおこなったと回答しており（グラフ1）、これは輸出管理に関する規定や帳票を既に定めている大学（99大学）の中の割合で言えば、今回のアンケート調査を行った時点で83%の大学が既に規定や帳票の改定をしていたことになる。前回のアンケートでは輸出管理体制を有している（規定や帳票を整備している）大学を母数にした場合は、65%

グラフ1 役務通達の改定に対する対応状況(令和6年4月)



- 役務通達の改定に対応して規定や帳票を改定している
- 役務通達の改定に対応する予定がある
- 輸出管理の規定や帳票を整備しているが役務通達の改定に対応する予定がない
- 輸出管理の規定や帳票を整備していない

グラフ2 役務通達の改定に対する対応状況(令和4年9月)



- 役務通達の改定に対応して規定や帳票を改定している
- 役務通達の改定に対応する予定がある
- 輸出管理の規定や帳票を有しているが役務通達の改定を予定していない
- 輸出管理の規定や帳票を整備していない

アンケートは令和6年4月に実施したことから、施行後約2年が経過した状況を示していることになる。118大学中82の大学が役務通達の改定に対応して、既に改定をおこなったと回答しており（グラフ1）、これは輸出管理に関する規定や帳票を既に定めている大学（99大学）の中の割合で言えば、今回のアンケート調査を行った時点で83%の大学が既に規定や帳票の改定をしていたことになる。前回のアンケートでは輸出管理体制を有している（規定や帳票を整備している）大学を母数にした場合は、65%

が改定をおこなったと回答しており（グラフ 2）、あきらかにその割合は増加している。今回のアンケート調査で役務通達の改定に対応していないと回答した大学（17大学）のなかで、規定や帳票の改定の予定があると回答があったのは、8大学であった。従って、既に規定や帳票を整備して輸出管理体制を有している大学の中では、90.9%（前回は80.9%）の大学が既に規定等の改定を実施しているか、あるいは役務通達の改定に対応する意思のある大学であるということが言える。（輸出管理体制を有していない大学等を含めてアンケートに回答した大学全体を母数にすると75.6%）

大学の規模との関連を見てみると、既に改定に対応をしたと回答した大学の教員数の平均は867.1人（標準偏差 879.1）、 $N=82$ ）であったのに対して、対応していないと回答した大学の教員の平均数は440.1人（標準偏差 360.8）、 $N=17$ ）であり、両者の平均値は差があるものの、studentのt検定をしたところ、 $P=0.0527$ であり、これより統計的に見て必ずしも有意に、既に規定や帳票の改定をしたと回答した大学の規模が、そうでない大学よりも大きいとは言えない。（ $P>0.05$ ）その一方、前回の調査結果では、統計的に有意に役務通達の改定に対応した大学の規模が、そうでない大学と比較して大きい傾向が有意に見られていた。（ $P<0.05$ ）これらの結果から、規模の大きな大学が役務通達の改定に対する対応が早かった一方、相対的に規模が小さい大学は、その対応に遅れが発生していることが示唆される。

（4） 特定類型該当者の確認の状況について

既に役務通達の改定に対応して帳票や規定の改定を行ったと回答した大学（82大学）を対象に、教職員や学生の特定類型の該否の確認がなされているかどうかを伺った。教職員の特定類型の該否確認を既に行っていると回答した大学は77大学（前回の調査では法令の改定に対応している65大学中60大学）であった。一方で、していないと回答した5大学は、規定や帳票の改定はおこなってはいるものの未だ運用段階に移行していないとみなせる。その一方で、学生の特定類型の該否確認をしていると回答した大学は、66大学であった。学生に関しては、TA（ティーチングアシスタント）等の大学との雇用関係が全くないのであれば、通常取得できる書類の範囲で確認すればよいということになっている⁴⁾。ついては、外国人留学生の在留許可の代理申請等を大学がおこなっていないのであれば、実質的に学生を管理対象から外すという運用はある一定のリスクはあるものの可能であると考えられる。

（5） 誓約書の提出を求める範囲について

役務通達²⁾に記載がある、別紙1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドラインでは、当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告（役務通達 別紙1-4に経済産業省の指定の書式が掲載されている）によって確認が必要であり、これが、新規雇用者に対して特定類型の該否に関して誓約書を求める法令上の根拠となっている。この設問では、主に新規に雇用された者に対して、どの程度の範囲で誓約書の提出を求めているか回答を求めた。その結果、新規採用された常勤の教員に対して誓約書を求めていると回答した大学は、77大学（前回は58大学）であり、役務通達の改定に対応して規定や帳票を改訂した大学全てが新規雇用された教員への誓約書の提出を求めているわけではない。一方で事務職員も誓約書提出の対象に行っていると回答した大学は、47大学（前回は38大学）であった。また、技官等の教員の立場ではないが、常勤の雇用形態で研究活動に関与する方を対象に行っている大学は、57大学（前回は49大学）であった。このあたり、誓約書の提出の範囲が、大学によって様々であることがわかる。

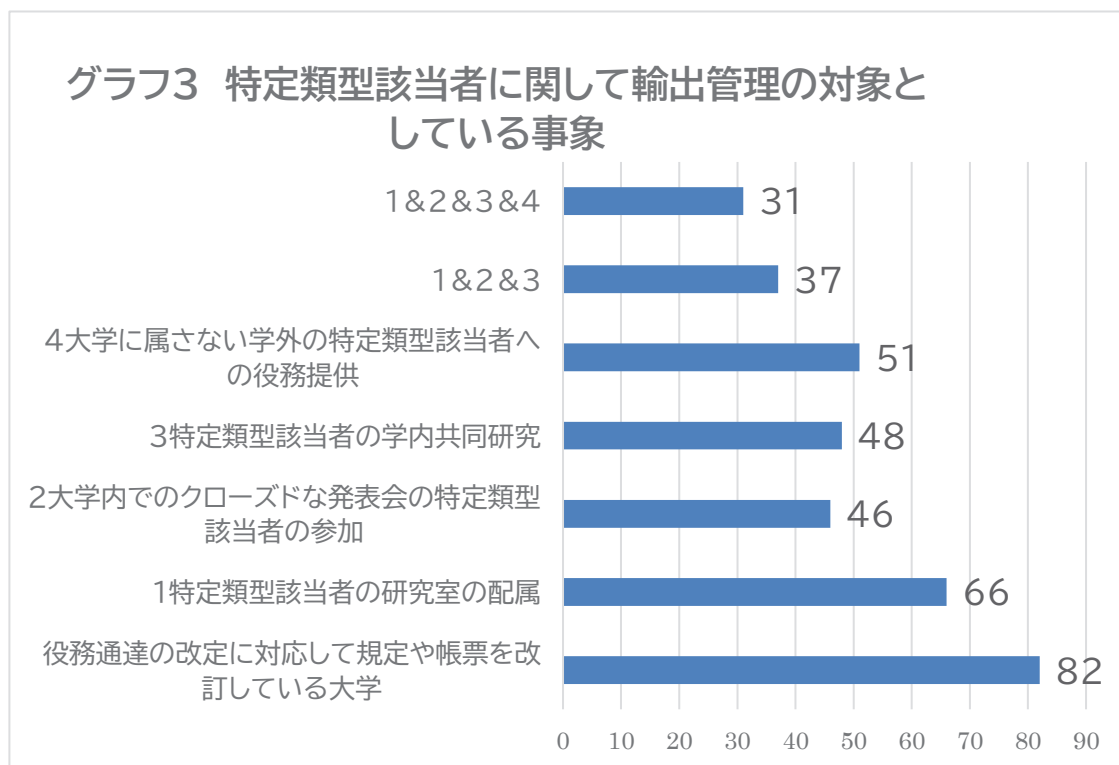
看護師等の研究教育活動には従事しないが（看護師が研究活動に従事する場合もあるのでそうしたケースは除いている）、事務職員以外の雇用形態で大学に雇用されている者の中の新規採用者を誓約書提出の対象としている大学が前回は35大学（前回は42大学）、非常勤の教員を対象としている大学が47大学（前回は46大学）であった。さらには、大学と雇用関係を有する博士研究員等の非常勤の立場で研究に従事する者を対象に誓約書の提出を求めている大学が56大学（前回は46大学）存在した。また、TA（ティーチングアシスタント）等、非常勤で大学と雇用契約を締結している学生については誓約書の提出対象としている大学は34大学（前回は30大学）であった。

経済産業省の機微技術ガイダンス⁴⁾では、常勤、非常勤に関わらず、大学と雇用契約のある者は全て誓約書提出の対象となる。特定類型該当者への役務の提供が輸出管理の対象となるので、研究活動に関与しない事務職員は対象としないことが可能であるが、もし何か無許可の輸出等が発生した場合は、当該大学は免責されない。従って、最低限の範囲としてこの中で研究活動に触れる可能性がある者は、教員、教員の立場ではないが、技官等の常勤の雇用形態で研究活動に関与する方、博士研究員もしくはそれに類する立場で研究活動に従事する者、学生の身分であって、ティーチングアシスタント等の大学の業務を非常勤の形態で担う者が、該当すると考えることが妥当であると思われるが、これを網羅的に誓

約書対象としている大学は、27 大学（役務通達の改定に対応して規定や帳票の改訂をおこなった大学（82 大学）を母数にすると、32.9%）（前回のアンケート調査結果では、25 大学（38.5%））存在していることになる。これらの結果は、規定や帳票の改訂自体は進んでいるものの、少なくとも誓約書提出の状況を見る限り、これを正しく運用が出来ている大学は必ずしも増えているわけではない状況を示していると考えられる。なお、非常勤の教員は一般的には学生の教育に従事することを目的に大学に来る教員であることが多く、研究活動に触れることは基本的には少ないはずである。所属大学と雇用関係にあるとは必ずしも言えない留学生に関しては 27 の大学が誓約書の提出を求めていることが、本調査から判明した。留学生の同意が得られるようであれば、特定類型の該否に関する誓約書で輸出管理をおこなうことは可能であるが、誓約書の提出を留学生に要求して輸出管理をおこなう場合でも、大学によっては在留許可の代理申請等をおこなっている場合があり、その場合は、当該留学生の経済的な状況を知りうる立場となることから、大学内の他の留学生の管理等をおこなう部署が当該留学生の経済的な状況に関する情報を有しているか確認することが必要となる。

（6） 特定類型該当者への役務提供に関する輸出管理について

特定類型該当者に対する役務提供において、どういった機会を輸出管理の対象としているか伺った。特定類型該当者の研究室配属の時点で、研究室所属の教員から特定類型該当者に役務の提供がなされるとみなし、これを輸出管理の対象として書類の提出を求めているとすると回答した大学が 66（前回は 46 大学）存在した。（グラフ 3）



また、学内での共同研究等をおこなう際に学内での特定類型該当者（所属大学に雇用されている者）に所属の教職員が未公開の研究情報を提供する際に輸出管理上の確認をおこなうと回答した

大学が 46 大学（前回は 44 大学）であった。経済産業省の機微技術ガイダンス⁴⁾にも記述があるように、大学で雇用された教職員の中に特定類型該当者が存在すれば、当該者に学内で役務提供をする際にも、輸出管理上の確認が必要になる。これより、研究室配属時、非公開の大学内で実施される研究発表会（理工系の学科では、企業との共同研究の内容や知的財産の取り扱いの関係で修論や卒論の発表会を非公開としている場合がある）、学内で雇用されている者同士で共同研究を行うといった場面で、特定類型該当者への役務提供がおこなわれる際には、輸出管理上の確認が必要になると言えるが、この3つを全て管理対象と回答した大学は、37 大学（アンケート回答数から見て 31%、役務通達の改定により規定や帳票を改訂した大学を母数にすると 45%）（前回は 33 大学（アンケート回答数から見て 24%、その当時に役務通達の改定に対応し規定や帳票の改訂をおこなった大学を母数にすると 50%））であった。なお、学外の方であって、特定類型該当者であることが明らかな場合を輸出管理対象とする項目を含めると 31 大学（前回は 27 大学）が網羅的に特定類型該当者の輸出管理をおこなっているということになるが、学外の個人に対して役務の提供を行うケースはおそらく稀であろう。以上のことから、輸出管理の

対象とする役務の提供の場面についての認識も、前回のアンケートの結果と比較し、改善しているとは言い難い結果が得られた。

4. 考察

役務通達の改定がなされた後2年が経過し、その施行後半年後と比較し、あきらかに帳票や規定の改定を実施している大学の割合は増えている。その意味においては、ある程度、この新たな法規制は大学の中に浸透しつつあると言ってもよいであろう。その一方で、役務通達で求められている新規雇用者の誓約書の提出に関しては、少なくともアンケート結果で見ると、研究活動に触れる者を網羅的に誓約書提出の対象としている大学は、役務通達の改定に対応している大学の中の割合で見ると3割程度に留まり、前回の結果より改善しているとは言えない。また、学内での特定類型該当者への役務提供を網羅的に管理対象としている大学の割合も、規定と帳票を改訂した大学を母数として割合を見ると、こちらも5割未満に留まり、この結果は前回と比較して改善しているとは言えない。さらにこの2つの条件を満たしている大学は16大学（前は12大学）であり、アンケート回答大学（118大学（前は135大学））の数の割合から見て、大学全体の実態としては、十分に法令を理解して、この通達の改定に対応して実際の運用をしている大学が増加しているとは言えない。即ち、外形的な規定や帳票の改訂はすすんでいるものの、実際の運用そのものは、前回のアンケートの時と比較し、改善がなされていないと捉えることが出来る。なお、この16大学の教員数の平均値は1058.9人（標準偏差 1157.4）であり、そうでない大学（平均教員数 812.0（標準偏差 808.4））と比較して、規模が相対的に大きい大学群であるとは言えない（t検定では $P=0.33$ ）

本来、外為法に基づく輸出管理においては、特定の者に対して特定の貨物や技術が渡ることを防ぐことを趣旨としており、極論すれば、こうした運用の実態でも、その趣旨から見て外為法違反等のリスクが極めて低いと管理責任者（通常規定上では輸出管理最高責任者は学長等の大学のトップであり、輸出管理統括管理責任者は副学長や理事が担う）が判断すれば、実質的にそうした輸出管理の運用も可能になるという捉え方も出来ない訳ではない。例えば、人文社会科学系の学部を輸出管理の対象外としている大学も多数存在する。しかしながら、今回の役務通達の改定内容を含めた法令全体を正しく理解し、これに基づいてリスクアセスメントがなされたうえで、こうした運用の実態になっているのかどうか、については大きな疑問が残る。何故なら先に触れたように輸出管理の業務はある程度の専門性が求められるものの、中小規模の大学では、これを深めることが難しい環境にあると言っても過言ではないからである。背景の理由としては、中小規模の大学では業務の工数の問題もあって、輸出管理業務に専従することは少なく、且つ数年のローテーションで担当者が交代する。企業での輸出管理業務の経験者が大学に来て輸出管理業務を担うこともあるが、ある程度の規模の大きな大学に限定される。アンケートの調査結果にも見られたように、規模の大きい大学は法令の改定に対して相対的に早い時期に規定や帳票の改訂の対応をしている傾向があることは、そのことにも大いに関連があるのであろう。であるからと言って、実際の運用も規模の相違によって、その質が異なる訳ではないのは、誓約書の提出の範囲や、特定類型該当者への役務提供の場面の認識の状況についてのアンケート調査結果から示唆される。今回の法令の改定への対応の状況から見て、潜在的な大学で外為法違反が発生するリスクは存在していることは否めないと考える。

謝辞 本研究を実施するにあたり、アンケートの回答にご協力いただいた大学のご関係者に感謝致します。また、本研究は、科学研究費補助金（22K02678、代表：伊藤正実）の助成を受けて実施しました。

参考文献

- 1) 経済産業省 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anken_hosho/pdf/20210610_1.pdf 最終閲覧2023年8月19日
- 2) 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について p.7 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf 最終閲覧2023年8月19日
- 3) 技術のみなし輸出に関する法令改定の研究教育活動に対する影響の評価－アンケート調

査結果とその内容に関する考察 伊藤正実 産学連携学 20（2）21-32、2024

4) 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf 最終閲覧2024年8月19日